

市議第 1 1 号議案

幼児教育・保育の無償化の確実かつ安定した運用を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 1 3 日 提 出

提出者

岐阜市議会 厚生委員長 大 野 一 生

幼児教育・保育の無償化の確実かつ安定した運用を求める意見書

政府は子育て世代の負担軽減に向けて、待機児童問題の解消とともに、幼児教育・保育の無償化を実施する方針を閣議決定した。その内容は、3歳から5歳までの全ての子ども及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するものである。加えて、認可保育所の利用者との公平性に配慮し、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などについても、支援の上限を設けた上で幅広く無償化の対象としており、これらは、来年10月からの実施を目指すとしている。

一方、幼児教育・保育の無償化は、幅広く多様な施設やサービスを対象としているため、制度が円滑に運用されるよう、利用者等にとってわかりやすく、利便性の高い制度設計が求められる。

また、対象者の認定業務など、地方自治体における事務負担の増大が危惧されていることから、可能な限りその軽減を図るとともに、地方自治体の運営に支障が生じないよう、国の責任において確実な財源の確保が必要となる。

さらに、幼児教育・保育の無償化が新たな保育需要を喚起し、利用希望者がふえることに伴い、受け皿となる施設や幼稚園教諭、保育士の不足が懸念されており、特に人材の確保は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、幼児教育・保育の無償化を確実かつ安定して運用するため、下記の事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 幼児教育・保育の無償化は、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設など、多様な施設やサービスを対象としており、さらに、施設やサービスによって対象者や上限額などが異なっているため、制度設計に当たっては地方と十分に協議し、その意見を反映するとともに、制度の詳細を早急に示すこと。また、円滑に運用されるよう、利用者等にとってわかりやすく、使いやすい仕組みとすること。
- 2 幼児教育・保育の無償化の実施に当たっては、地方自治体の運営に支障が生じないよう、地方自治体に新たな負担を生じさせることなく、国の責任において必要な財源を十分に確保すること。
- 3 待機児童問題解消に向けた取り組みに加え、幼児教育・保育の無償化による保育需要の拡大に対応するため、幅広い保育人材の育成や確保、処遇の改善等を確実に実施すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐阜市議会

国会及び関係行政庁宛

市議第12号議案

認知症施策の推進を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成30年12月13日 提出

提出者

岐阜市議会 厚生委員長 大野 一生

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々ふえ続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、若年性認知症など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療、介護だけでなく、地域づくり、生活支援及び教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、国におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

- 1 国や自治体を初め、企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいない人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間に、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックの作成による支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的、効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の若年性認知症の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動、心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発、早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐阜市議会

国会及び関係行政庁宛

市議第13号議案

2019年10月の消費税増税中止を求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成30年12月13日 提出

提出者 岐阜市議会議員 堀田 信夫

同 同 井深 正美

賛成者 岐阜市議会議員 服部 勝弘

同 同 原 菜穂子

2019年10月の消費税増税中止を求める意見書

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況にある。増税、年金支給額の減額及び医療・介護など社会保障費の負担増、そして賃金低下や物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないとの悲鳴が上がっている。

ところが、政府は2019年10月に消費税率を10%へ引き上げるとの姿勢をあくまで崩していない。税率の10%への引き上げにより5.6兆円の増税となり、軽減税率分を差し引いても4.6兆円、1世帯当たりでは8万円の増税という試算も出ている。2014年4月に消費税が5%から8%へと増税された後には、戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスとなったが、このような状況で消費税を引き上げれば、税率が8%になったときのような大不況が再び来ることが予想される。

加えて、税率の引き上げと同時に実施する予定の軽減税率には重大な問題がある。例えば、酒類・外食等を除く飲食料品と週2回以上発行される新聞代は税率が8%に据え置かれるが、それにかかる運送費や加工費、広告宣伝費などは10%の税率であるため値上がりすることが考えられる。また、8%と10%の線引きが単純ではなく、2023年10月に導入される仕入税額控除の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担になるとともに、免税事業者が商取引から排除されかねないという重大な問題もある。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税である。増税されるたびに消費税の滞納額がふえ、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっていることはその証拠である。

日本国憲法は応能負担原則にのっとりた税制の確立を要請している。

消費税増税ではなく、税金の課税方法及び使途を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきである。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興に対して優先的に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきである。それにより、社会保障制度の拡充も財政再建の道も開かれる。

よって、国におかれては、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税率10%への引き上げを中止するよう強く求める。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛

市議第14号議案

国庫負担の増額で、高過ぎる国民健康保険料の
引き下げを求める意見書

標記について別紙のとおり決議するものとする。

平成30年12月13日 提出

提出者 岐阜市議会議員 堀田 信夫

同 同 井深 正美

賛成者 岐阜市議会議員 服部 勝弘

同 同 原 菜穂子

国庫負担の増額で、高過ぎる国民健康保険料の 引き下げを求める意見書

国民健康保険（以下「国保」という。）は、国民の4人に1人が加入する制度であり、国民皆保険の医療制度を支える重要な柱になっている。

一方、国民健康保険料（以下「国保料」という。）が高額であることにより、保険料の滞納世帯は国保に加入する世帯の15%を超えている。

国保の加入者（市町村国保には全国で約3,000万人）の構成を見ても、かつては7割が農林水産業者と自営業者であったが、今では43%が年金生活者などの無職者、また34%が非正規雇用者などで、合わせて8割近くになっている。

また、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）や組合管掌健康保険（組合健保）に比べ、国保は加入者の所得水準が低いにもかかわらず保険料負担が一番高く、加入者に大変重い負担を強いる制度となっている。

これら国保の構造的な問題を解決するためには、高額な国保料を引き下げることが必要であり、そのためにはさらなる公費を投入するほかにないと考えられる。このようなことから、全国知事会、同市長会、同町村会においては、国保の定率国庫負担の増額を政府に継続して要望しており、2014年には公費を1兆円投入し、協会けんぽ並みの保険料負担率にすることを政府・与党に求めている。

1984年以降、国保負担の削減、抑制で国保に対する国の責任が後退する中、ことし、約3,400億円の財政支援が行われたが、これでは十分でないとする。

国保料が高額となる要因は、子どもを含め、世帯の人数が多いほど国保料が引き上がる均等割があるからであるが、これは、子育て支援、少子化対策に逆行するものである。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけであり、各世帯に定額でかかる平等割と同様に、ほかの医療保険制度にはないものである。

均等割と平等割とを合わせると、全国で徴収されている保険料及び保険税の額は、およそ1兆円とされている。1兆円の公費を投入することで、国保料は協会けんぽ並みになる。

よって、国におかれては、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 国庫負担金の増額で、高過ぎる国民健康保険料を引き下げること。
以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

岐 阜 市 議 会

国会及び関係行政庁宛